

第1回 南魚沼市景観計画策定委員会 議事録

開催日時：令和4年11月28日（月）10時30分～12時00分

会 場：南魚沼市役所大和庁舎 大会議室

参 加：委員12名、事務局4名

議 事 録

1. 開会（建設部長）
2. 委員及び事務局紹介
3. 委員長、副委員長選出
委員長 松井大輔（新潟大学工学部工学科）
副委員長 津村泰範（長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科）
4. 景観計画に関する背景や経過など
 - (1) 景観計画・景観法について
 - (2) 景観に関する背景や景観など
 - ア) 現状と課題
 - イ) 市各種計画における位置づけ

事務局 <事務局から説明>

委員長 上位計画が複数あり、そこで既にエリア的な整理がなされています。実際には、景観計画は、建物のコントロールがメインになります。これらの上位計画を参照しながら、目標を実現していくために景観計画を作っていくことになります。「4」について、質問や確認したい点があれば、挙手で発言をお願いします。初回ですので、些細な事でもかまいません。

委員 私にしてみると景観計画をつくるという動きが、唐突に出てきたような気がします。市が、今のタイミングで景観計画をつくると思った背景がはっきりしません。県計画などの上位計画が定まったために、作らなくてはならない、という気持ちなのか、あるいは行政として、景観がこのままではいけない、というのが強くなっていることなのか、それをはっきりしていただけるとありがたいです。

事務局 どちらもあります。今まで策定しなかったのですが、予算の関係もあり策定に踏みきれませんでした。そんな中、県計画が出来たことによって、当市が景観に関する制限がない地域になってしまった状況はあります。市としては、牧之通りなど様々な景観の取組を行っております。積極的に良好な景観を作っていく部分と、県計画が出来たことにより、後押しを受けたというところになります。

委員 都市計画マスタープランの内容などをすべて網羅すると、かなり総花的で抽象的な計画に終わってしまうのかなと感じます。実際に、それが実行されるような計画になるのか疑問です。1箇所でも、積極的な景観づくりを実行できるようなところをつくるとか、何かそういう思いでもあればありがたいと思います。

委員長 景観計画は、基本的には建物のデザイン、高さ、色、意匠をコントロールする計画になります。そのため出来上がる内容は抽象的でなく、どちらかという具体的なものとなります。景観計画区域は、基本的に県内の他の市町村のものは市域全域にかけています。市域全域で薄く緩めの規制をかけて、その中で、特に大事なところにもっと詳細な計画を作って行く。そんなイメージになるのかと思っています。まだ先の話になりますが、どこの景観が大事だとか、最初に目標像を議論することが大事だと思います。本日の事務局の説明は、上位計画と目標像がズレてしまっただけではないので、それを確認するために説明いただいたというそういう位置づけになるかと思っています。

5. 策定スケジュール（イメージ）

事務局 <事務局から説明>

委員長 今の説明で意見などがあれば、挙手をお願いします。いかがでしょうか。

一同 <意見なし>

委員長 無いようなので私から 1 点。市民に理解いただくのが大事になります。計画が完成する前に、景観が大事だという何かしらの啓発があってもよい。「その他」の部分で、策定委員会で議論している間に、景観が大事だから議論することにしました、といった発信、そういう位置づけのシンポジウムなどをセッティングできるとよいのではないかと思います。

委員 次回までには、だいたいの目次案を作っただけだとありがたいです。毎回の策定委員会で、どの部分を議論するのかというのをお示しただけだと、毎回の集まった時のトピックが正確になるかと思っています。そのような進め方をさせていただくと助かります。

委員長 次回、準備してもらえればと思います。あと、委員の皆さんは景観計画、景観条例をおそらく見たことがないと思うので、県内の他市町村の景観計画などに目を通してもらえるといいのかなと思います。県内では、村上市、佐渡市、新発田市などがかなり頑張って詳細に作られています。その辺りに景観計画を資料としてご準備いただくとありがたいと思います。今回は、全体のスケジュールは示せなかったが、次回以降、具体的に、どの回でこの話をするというのを示していただき、皆さんにもその点をご理解いただいたうえで、活発な意見交換が出来る場にしていければと思います。

6. 意見交換

委員長 意見交換として、南魚沼市の都市の景観は今後どうあるべきか、ここが好きだ、こういうところを守っていききたい、作っていききたい、などざっくばらんな話で結構なのでご意見をいただきたいと思います。すべてを盛り込めるわけではないが、検討していく上で参考になるとと思います。発言したいという方がいればお願いします。

委員 観光面を考えながら景観を考えますと、魚沼スカイラインを例にあげると、出来上がってからほとんど何もやっていないというイメージがあります。雑木があり、今現在ほとんど市街地が見えません。出来ている良いものが、何にも保全がされていないように思います。現実的に話し合いをしながら、直せるものは直していく。そういうところをこういう会の中で、盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

委員長 作ったら作ったまま、というのは日本全国どこでも同じような問題があるのかと思います。今の話でいくと、眺望の視点をしっかり整備するということかと思えます。景観法に基づく項目としてはないが、法に基づかない内容も盛り込めるので、市独自の方針として、魚沼スカイラインからの眺望を大事にする、とそういう点も大事なのかと思います。他にいかがでしょうか。ないようであれば、津村先生は、歴史的建造物もご専門でいるので、それ以外のことでも、ご発言いただければありがたいです。

副委員長 人工物は経年すると傷んでいきます。それを、それなりに手を入れていかなければいけません。継続的していくにはお金がかかります。それらをどのように手を入れていくか、その方向性を景観計画に盛り込めると良いと考えています。良好な景観、とありますが、誰にとっても良いものは、ある程度共通項はありますが、全員が良い、とするものは難しいところです。本日、委員の皆さんと名刺交換をさせていただきましたが、例えば、その名刺にある写真などは、南魚沼らしさであり、売りなんだと思います。何か良いかは常に議論が必要ですが、それらをどのように維持保全をし、より良くする方向性をうまく盛り込めると良いと考えます。景観計画は、他の委員がおっしゃられたように、市域が広いこともあり、どうしても総花的にもなりかねません。それぞれの地域の特性があり、その住民しか知らない情報や景観があつたりします。そういう自慢的なところを出していただき集めていく。私などの外部の人だからこそ気づく意外なものだったりなど、地元の方が気づかないところもあると思います。委員皆さんで相互に意見や考えを出していく中で、良い景観とはなんだろう、と考えていけると良いと思います。景観計画の内容を考えていく上で、規制が多くなると、なんとなく嫌な感じにもなりかねません。そのさじ加減が重要で、常に、特に、規制を受ける側の立場も考えながら行うことが必要かと思えます。委員長と共に、皆さんに教えていただきながら方向性を考えられれば、この会議がとても有意義なものになるのではないかと考えています。

委員長 私からも副委員長のご意見に加えて話しさせていただきたいと思います。規制ばかりだと嫌だ、という話をいただきました。特に地元で何かやられる方には、嫌だ、と考えられる方もいるのかなと思います。私権の制限、の反対の考え方が公共の福祉です。個人の行為が風景というみんなの共有物に影響を与えるということで、全体の利益のことも一緒に考えなければいけないということだと思います。現在、南魚沼市には景観という全体の利益に関するルールがない状態です。南魚沼市は景観行政団体になっています。これは実は、県計画の対象になっている自治体よりは進んでいるということになります。自分たちの手で頑張ろうと立ち上がっている自治体ということです。そういう意味では進んでいるが、状況が状況なので、遅れているように見えているということです。せっかく一歩足を出したので、公共の福祉のことを考え、いろいろとチャレンジできることをこの委員会で考え、可能な範囲で盛り込んでいきたいと思います。一歩進んでいたらよいと思っております。別の話になりますが、昨日まで九州にいました。九州の人に新潟のイメージを聞くと、雪国、お米の風景が美しい、といいます。私がいる新潟市は、雪は降らないし、田園風景もそこまで美しいとは言えません。全国の人が新潟と聞いて思い浮かべるのは、南魚沼市のような風景です。そういう意味では、南魚沼市の風景は、新潟県民の財産でもありますし、南魚沼市民の財産でもあると言えます。市民、県民の財産である風景があるところで、例えば真っ赤な5階建てのビルが建つたとすると、その風景が阻害されてしまいます。そこで、個人の私権を制限するのか、南魚沼市の風景を公共の福祉として作って行くのか、それを天秤にかけていくことになります。どこまで許容できるのか、という話と、より良い景観を作って行く時にどのようなデザインがいいのか、という話になります。そういうところを5回、6回の議論でいろいろお話出来ればよいと思っております。ルールはあくまで最低限の話です。その先のような景観をつくるのが大切です。特に、いろいろな仕組みを作りながら、より良いものをつくっていく、そういうものを盛り込んだ景観計画に出来ればよいと思っております。景観に関して、皆様のお知恵を教えてくださいながら、せっかく一歩踏み出した南魚沼市ですので、他の市町村に負けない良いものをつくっていければ、と思っています。他にもう1名くらいご発言をいただければと思いますがいかがでしょうか。

委員 これから建設する建物の制限は考えられますが、例えば、現在ある廃墟ビルなどに対してまで言及できるのかを教えてくださいたいと思います。危険な建物や老朽化して誰も住んでいない建物の解体などについてです。都市計画課の業務の範疇なのかわかりませんが。

委員長 景観計画ではそこまではできないかと思われます。危険家屋の解体などは、また別の仕組みがあります。南魚沼市では、そこはどのような所管分けになっていますか。

事務局 委員長が言われたとおり空き家・空き建築物は別の部署の対応になります。ただ、国の制度として、景観法に関する全国の先進的な取組みの中では、例えば、良い景観を積極的につくっていくように指定した地域などで、その景観が阻害されているような建物を是正する行為に対して補助金を出すなど、そういったところまで踏み込んでやっている例はあるようです。そこまで踏み込めばやっている例はありますが、それを例えば市内全域でやるのというのは難しいと思います。

委員長 予算にも限りがありますので、特に大事なところに限定すればやってやれないことはないのかもしれませんが。壊す以外にも、活用に支援をする、という仕組みを合わせて作って行くことは可能だと思います。

7. 質疑など

委員長 全体として質問しておきたいことなどはございますか。いかがでしょうか。

一同 <なし>

委員長 ないようですので、以上で本日予定していた内容はすべて終了です。

8. 閉会

以上